

令和3年2月25日規程2-5号

国立研究開発法人国立がん研究センターデータの公開に関する基本方針（データポリシー）

（目的）

第1条 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下、国立がん研究センター）は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することをその使命とする。本ポリシーは、国立がん研究センターが行う研究活動を通して取得・作成したデータの公開について、その基本方針を定めるものであり、これらの研究活動を通じて取得されるデータが幅広く利活用されることにより、我が国全体のがんその他の悪性新生物にかかる保健・医療の向上及び医学研究のさらなる発展に資することを目的とする。

（対象となる研究データと公開範囲）

第2条 本基本方針における研究データとは、国立がん研究センターにおいて、その研究活動を通じて取得・作成したデータ、そのメタデータ、および研究成果として公開したデータとする。研究データは、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開する。個人情報保護や知的財産権保護の観点、また公開により国民の利益に反する恐れのある情報等、国立がん研究センターが公開は適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。

（データの管理・保存・運用）

第3条 国立がん研究センターおよび研究者は、研究データの適切な管理・保存に努める。特に、国立がん研究センターは、法的および倫理的要件に則り、公開データの管理および利用を促進するための運用をすすめる。

（データの帰属）

第4条 国立がん研究センターの研究データは、別に定める場合を除き、国立がん研究センターに帰属する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の帰属については、それら研究機関等との取り決めによる。

（データの公開期間と利用条件）

第5条 研究データは、研究者の論文投稿前の期間、研究者の権利や出版社等との契約に基

づく場合などの公開猶予期間を過ぎた場合、速やかに研究データを公開するものとする。
また、公開後も国立がん研究センターが公開が適当でないと判断した場合には、研究データの公開を打ち切る。

- 2 公開された研究データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、国立がん研究センターが公開した研究データを利用した旨を明記すること。研究データは原則無償で公開されるが、その種類および利用目的等により、有償とする場合がある。

(免責)

第6条 国立がん研究センターは、公開された研究データの利用によって生じる一切の損害についての責任を負わない。

(その他)

第7条 この基本方針は、必要に応じて随時見直しをおこない改訂する。

附 則

(施行期日)

このポリシーは、令和3年2月25日から施行する。